

声明

再雇用職員の所定労働時間短縮の見送りについて

2021年3月26日

東北大学職員組合執行委員会

東北大学では、2020年12月に再雇用職員の所定労働時間の短縮方針が示されました。具体的には「再雇用職員の所定労働時間を、2021年4月から上限週30時間（短時間勤務からの更新は20時間）とし、2022年度から一律週20時間にする」というものです。フルタイム勤務の本給月額約20万円から約10万円になってしまい、60歳台の成人（及びその家族）が生活できる額ではなくなります。

このような不利益変更を一方的に決定したことに対し、組合は2020年12月10日に申入書を提出し団体交渉を行いました。不利益変更ではないと強弁し、撤回・見直し要求を拒否しました。東北大学のこの措置は、高年齢者雇用安定法の潜脱であり、労働契約法にも違反したものです。

再雇用職員の所定労働時間の短縮は、単なる一大学の問題にとどまらず、高齢者の生活に重大な影響を及ぼす社会問題であるため、私たちは2021年3月15日に声明を発表し、記者会見を行いました。

私達は2021年3月22日、組合の顧問弁護士とともに再度交渉を行い、私達は本方針の撤回・見直しを今後何年も要求し追求するという強い意志を表明しました。そして3月24日、ついに東北大学当局は「4月の再雇用職員の所定労働時間の短縮を見送る」と方針見直しを決定しました。再雇用職員の方々もこれまでどおり、基本はフルタイム勤務とし、本人の希望によって各種の短時間勤務を可能とする仕組み及び運用が維持されます。

私達は、今回の見直しを支持するとともに、東北大学当局の主体的で真摯な検討と、職員の待遇を守る判断、そして労務担当理事の英断に心より感謝申し上げます。今後も労使対等の原則を維持し、大学の自主性と雇用を守り、働きやすい職場作りのために、大学人として力を合わせて取り組んでいくことを、ここに表明いたします。